

平成 27 年度

長野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

28 監査第 109 号
平成 28 年 8 月 30 日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象.....	1
第 2 審査の期間.....	2
第 3 審査の方法.....	2
第 4 審査の結果.....	2
1 総合意見.....	2
2 個別意見.....	3
(1) 実質赤字比率.....	3
(2) 連結実質赤字比率.....	4
(3) 実質公債費比率.....	5
(4) 将来負担比率.....	6
審査資料	9

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象.....	15
第 2 審査の期間.....	15
第 3 審査の方法.....	15
第 4 審査の結果.....	15
1 総合意見.....	15
2 個別意見.....	16
審査資料	17
参考資料	23

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	↑	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↓
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計									
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計									
	授産施設特別会計										
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	↑	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↓	
		介護保険特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		駐車場事業特別会計									
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業 又は地方財政法施行令第46条の事業)	法適用企業	産業団地事業会計	↑	↓	↑	↓	↑	↓		
			水道事業会計								
			下水道事業会計								
			病院事業会計								
			戸隠観光施設事業会計								
		法非適用企業	飯綱高原スキー場事業特別会計								
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計										
一部事務組合	須高行政事務組合／北信保健衛生施設組合／千曲衛生施設組合／長水部分林組合／長野県市町村自治振興組合										
広域連合	長野広域連合／長野県後期高齢者医療広域連合／長野県地方税滞納整理機構										
第三セクター等	地方公社	長野市土地開発公社									
	第三セクター等	長野市が損失補償をしている場合に、算定に含める。 (平成27年度は該当なし)									

(※) 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出する。

なお、資金不足比率審査意見については、15 ページから記載している。

第2 審査の期間

平成28年6月30日から8月22日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	H27-26年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲ 2.47%)	— (▲ 2.03%)	— (▲ 2.11%)	— (▲ 1.09%)	— (▲ 2.25%)	△ 0.44	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲ 28.52%)	— (▲ 26.56%)	— (▲ 24.45%)	— (▲ 21.66%)	— (▲ 20.87%)	△ 1.96	16.25%	30%
実質公債費比率	3.4%	5.7%	8.1%	10.1%	11.0%	△ 2.3	25%	35%
将来負担比率	37.7%	28.2%	19.9%	24.9%	24.2%	9.5	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

平成 27 年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減
		平成27年度	平成26年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,180,565	1,851,268	329,297
	一般会計等に属する 特 別 会 計			
	住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	172	150	22
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特 別 会 計	0	0	0
	授 産 施 設 特 別 会 計	5,655	2,443	3,212
合 計 ①		2,186,392	1,853,861	332,531
標 準 財 政 規 模 ②		88,386,778	91,106,275	△ 2,719,497
実質赤字比率 (①/②) (※)		— (▲ 2.47)	— (▲ 2.03)	△ 0.44ポイント

(※) 実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で併記した。

※ 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の実質収支額は、前年度に比較して 3 億 3,253 万円余増加し、21 億 8,639 万円余の黒字となった。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「—」で表示した。

(2) 連結実質赤字比率

平成27年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	平成27年度	平成26年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	2,180,565	1,851,268	329,297	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	172	150	22	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	5,655	2,443	3,212	
小 計	2,186,392	1,853,861	332,531	
一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	188,118	1,001,331	△ 813,213	
駐車場事業特別会計	16	16	0	
介護保険特別会計	354,639	160,790	193,849	
後期高齢者医療特別会計	13,276	7,106	6,170	
小 計	556,049	1,169,243	△ 613,194	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	9,426,353	8,377,651	1,048,702
	下水道事業会計	6,480,919	6,615,711	△ 134,792
	病院事業会計	5,082,574	5,089,436	△ 6,862
	戸隠観光施設事業会計	9,020	11,149	△ 2,129
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,471,684	1,083,292	388,392
	小 計	22,470,550	21,177,239	1,293,311
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業特別会計	201	202	△ 1
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	63	88	△ 25
	小 計	264	290	△ 26
合 計 ①	25,213,255	24,200,633	1,012,622	
標準財政規模 ②	88,386,778	91,106,275	△ 2,719,497	
連結実質赤字比率(①/②) (※)	— (▲ 28.52)	— (▲ 26.56)	△ 1.96ポイント	

※ 連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{c} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{(臨時財政対策債を含む)} \end{array} \right)$$

当年度における連結実質収支額は、前年度に比較して10億1,262万円余増加し、252億1,325

万円余の黒字となった。

これは主に、公営企業会計（法適用企業）のうち水道事業会計の資金剰余額が 10 億 4,870 万円余増加したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示した。

（３）実質公債費比率

平成 27 年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

	単年度			3 か年平均		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成25年度から 平成27年度 ①	平成24年度から 平成26年度 ②	増減 (ポイント) ①－②
実質公債費比率	2.2%	2.6%	5.4%	3.4%	5.7%	△ 2.3

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の 3 か年平均である。

(単位 千円)

項目	単年度		対前年度増減
	平成27年度	平成26年度	
地方債の元利償還金 ①	14,312,921	16,370,261	△ 2,057,340
準元利償還金 ②	6,183,733	6,088,836	94,897
特定財源 ③	4,084,717	3,510,798	573,919
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	14,736,294	16,982,630	△ 2,246,336
(①+②)－(③+④) A	1,675,643	1,965,669	△ 290,026
標準財政規模 ⑤	88,386,778	91,106,275	△ 2,719,497
⑤－④ B	73,650,484	74,123,645	△ 473,161
実質公債費比率(単年度) A / B	2.2%	2.6%	△ 0.4ポイント

<算式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

単年度の実質公債費比率をみると、当年度は 2.2%で、前年度に比較して 0.4 ポイント低下

(改善)している。これは主に、一般会計等が負担する地方債の元利償還金が前年度に比較して、20億5,734万円余減少したことによるものである。

平成25年度から平成27年度までの3か年平均による実質公債費比率は3.4%で、平成24年度から平成26年度までの3か年平均に比較して、2.3ポイント低下(改善)しており、早期健全化基準の25%を下回っている。

なお、市債残高は年々増加してきている。一定の据置期間を経て償還が始まることから、数年以内には公債費が増加に転じ、実質公債費比率もこれに併せて上昇していくことが見込まれる。義務的経費の増加により、政策的経費などの裁量の余地が縮小していく可能性にも配慮しながら、市債の発行については引き続き計画的に行われるよう留意されたい。

(4) 将来負担比率

平成27年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

項目	年度		
	平成27年度	平成26年度	対前年度 増減
将来負担額 ①	244,831,314	237,970,173	6,861,141
地方債の現在高	150,597,565	140,881,915	9,715,650
債務負担行為に基づく支出予定額	3,815,411	3,988,168	△172,757
公営企業債等繰入見込額	66,499,812	68,360,547	△1,860,735
組合負担等見込額	281,697	300,875	△19,178
退職手当負担見込額	21,584,027	22,278,315	△694,288
設立法人の負債額等負担見込額	2,052,802	2,160,353	△107,551
土地開発公社	2,052,802	2,160,353	△107,551
充当可能財源等 ②	217,009,724	216,999,221	10,503
充当可能基金額	31,961,108	32,927,527	△966,419
充当可能特定歳入(※)	23,209,019	23,548,338	△339,319
うち都市計画税	21,997,670	21,625,072	372,598
基準財政需要額算入見込額	161,839,597	160,523,356	1,316,241
①-② A	27,821,590	20,970,952	6,850,638
標準財政規模 ③	88,386,778	91,106,275	△2,719,497
算入公債費等の額 ④	14,736,294	16,982,630	△2,246,336
③-④ B	73,650,484	74,123,645	△473,161
将来負担比率 A / B	37.7%	28.2%	9.5ポイント

(※) 充当可能特定歳入：都市計画税、国庫等支出金、市営住宅使用料のうち、元金償還金に充てることが

見込まれる特定財源

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来支払うべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、確定した債務に基づき算定される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む) -} \\ \quad (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の将来負担比率は 37.7%で、早期健全化基準の 350%を大きく下回ったが、前年度と比較して 9.5 ポイント上昇（悪化）している。

これは主に、将来負担額が前年度と比較して 68 億 6,114 万円余増加したことによるものである。内訳を見ると、前年度と比較して公営企業債等繰入見込額が 18 億 6,073 万円余減少したものの、地方債の現在高が 97 億 1,565 万円余増加している。庁舎芸術館整備事業をはじめとした大型事業の財源となる市債を新規発行したこと等により、当年度の市債発行額が元金償還額を上回ったためである。

今後も、新中央消防署整備事業やごみ焼却施設周辺環境整備事業といった大型事業が予定されており、将来負担比率は市債の発行に併せて更に上昇するものと見込まれる。平成28年3月公表の財政推計によると、平成29年度までは市債の発行額が元金償還額を上回り、地方債残高も平成29年度にピークを迎えると見込んでいる。

昨年度策定された長野市公共施設マネジメント指針では、「将来世代に負担を先送りすることなく、より良い資産を次世代に引き継いでいく」ことを基本理念としている。限られた財源を適切に配分し、将来にわたって必要かつ安定した市民サービスを持続させていくため、引き続き中長期的な観点から計画的かつ堅実な行財政運営に取り組まれない。

審 查 資 料

一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等）（※1）	14,312,921	16,370,261	18,150,192	19,543,600	19,882,651
② 準元利償還金	6,183,733	6,088,836	6,241,478	6,168,967	6,647,313
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	7,217
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	5,838,696	5,753,695	5,796,679	5,601,426	5,946,132
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	51,073	50,152	48,512	62,943	74,841
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	293,964	284,989	396,287	504,598	619,123
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	4,084,717	3,510,798	4,153,084	3,980,285	4,214,141
④ 標準財政規模	88,386,778	91,106,275	90,677,945	88,924,514	89,441,971
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	14,736,294	16,982,630	16,151,301	15,017,595	14,884,347
⑥ 実質公債費比率（単年度） （(①+②) - (③+⑤)） / (④-⑤）	2.2%	2.6%	5.4%	9.0%	9.9%
実質公債費比率 （⑥ / ③） （3か年平均）			8.1%		
				5.7%	
	3.4%				

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく支出予定額		公営企業債等繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
一般会計等	150,597,565	140,881,915	3,815,411	3,988,168					21,584,027	
一 般 会 計	150,456,262	140,724,563	3,815,411	3,988,168					21,584,027	
一般会計等に属する特別会計	141,303	157,352								
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,342	7,607								
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	137,961	149,745								
授産施設特別会計	0	0								
公営事業会計					66,499,812	68,360,547				
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					51,788	109,017				
国民健康保険特別会計					6,758	8,385				
駐車場事業特別会計					45,030	100,632				
介護保険特別会計					0	0				
後期高齢者医療特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					66,448,024	68,251,530				
法適用企業					66,448,024	68,251,530				
水道事業会計					5,168,149	5,096,611				
下水道事業会計					54,719,584	56,275,461				
病院事業会計					5,997,560	6,338,562				
戸隠観光施設事業会計					562,731	540,896				
産業団地事業会計（宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯網高原スキー場事業特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							281,697	300,875		
長野広域連合							0	0		
北信保健衛生施設組合							87,539	53,194		
千曲衛生施設組合							172,626	221,185		
須高行政事務組合							21,532	26,496		
地方公社										2,052,802
土地開発公社										2,052,802
小 計	150,597,565	140,881,915	3,815,411	3,988,168	66,499,812	68,360,547	281,697	300,875	21,584,027	2,052,802
対前年度増減（27年度－26年度）	9,715,650		△ 172,757		△ 1,860,735		△ 19,178		△ 694,288	△ 107,551
将来負担額（27年度）	244,831,314									
前年比（27年度－26年度）	6,861,141									

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名	充当可能基金額		
	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
財政調整基金	14,350,927	14,001,843	349,084
減債基金	4,075,202	4,059,640	15,562
庁舎整備基金	1,290,317	1,678,163	△ 387,846
市民病院建設基金	28,987	28,948	39
大学整備基金	1,353,839	1,387,758	△ 33,919
市制90周年記念文化施設建設基金	1,791,173	2,166,881	△ 375,708
土地開発基金	1,047,632	1,045,164	2,468
都市デザイン基金	93,148	93,148	0
職員退職手当基金	3,572,838	3,572,964	△ 126
老人大学園設置運営基金	25,894	27,239	△ 1,345
ふれあい長寿社会福祉基金	781,162	849,129	△ 67,967
芸術文化振興基金	280,663	289,951	△ 9,288
スポーツ振興基金	1,451	1,451	0
高額療養費貸付基金	0	0	0
防災基金	60,000	60,000	0
奨学基金	105,780	104,807	973
住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	33,270	32,319	951
リサイクル基金	635,392	724,887	△ 89,495
国際交流基金	87,604	88,923	△ 1,319
子供たちの国際交流基金	66,449	73,582	△ 7,133
子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	29,414	39,263	△ 9,849
都市緑化基金	179,630	226,312	△ 46,682
ふるさと応援基金	4,686	5,444	△ 758
介護給付費準備基金	427,123	247,862	179,261
特別会計国民健康保険支払準備基金	1,217,317	1,660,888	△ 443,571
公共交通機関活性化基金	159,873	159,538	335
冬季競技振興基金	255,160	289,018	△ 33,858
水内ダム関連排水機場維持管理基金	6,177	12,405	△ 6,228
合 計	31,961,108	32,927,527	△ 966,419

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 6 月 30 日から 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	H27-26年度 増減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	— (▲ 159.40%)	— (▲ 141.18%)	— (▲ 125.81%)	— (▲ 106.41%)	— (▲ 90.03%)	△ 18.22	20%
	下水道事業会計	— (▲ 85.06%)	— (▲ 87.64%)	— (▲ 89.46%)	— (▲ 92.66%)	— (▲ 94.79%)	2.58	20%
	病院事業会計	— (▲ 40.67%)	— (▲ 41.13%)	— (▲ 36.73%)	— (▲ 33.75%)	— (▲ 29.75%)	0.46	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲ 3.69%)	— (▲ 4.47%)	— (▲ 5.56%)	— (▲ 1.04%)	— (▲ 0.58%)	0.78	20%
	産業団地事業会計	— (▲ 29.25%)	— (▲ 22.46%)	— (▲ 25.68%)	— (▲ 26.85%)	— (▲ 39.71%)	△ 6.79	20%
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業 特別会計	— (▲ 0.94%)	— (▲ 0.30%)	— (▲ 0.31%)	— (▲ 0.39%)	— (▲ 0.43%)	△ 0.64	20%
	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲ 0.06%)	— (▲ 0.10%)	— (▲ 0.27%)	— (▲ 0.25%)	— (▲ 0.19%)	0.04	20%

※ 比率は、小数点以下第三位を四捨五入して表示した。

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「—」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする特例を考慮しない比率を併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。
なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、19ページから記載している。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \end{array} \right)$$

2 個別意見

平成27年度決算においては、昨年度までと同様、法適用企業、法非適用企業共に資金不足は生じなかったが、このうち法適用企業の5会計について見ると、戸隠観光施設事業会計の資金剰余の比率が最も低く、昨年度に比べて0.78ポイント低下（悪化）している。

経営成績が今後も同水準で推移した場合、いずれ資金不足になることが懸念されるころではあるが、指定管理者と締結している基本協定を見直し、平成28年度以降は指定管理者の経営成績にかかわらず、リフト稼働日数に応じて一定の施設貸付料の納付を求めるとともに、これとは別に利益精算金を設定したことにより、今後の資金収支は一定の改善が見込めるようになった。

今後も一般会計からの補助が予定されている中で、施設貸付料による収益に併せて、指定管理者からの利益精算金を最大限確保できるよう、引き続き指定管理者の収支改善に向けた指導・助言を行うとともに、更なる経営の改善、健全化に努められたい。

審 查 資 料

資金不足額の状況（法適用企業）

（1）水道事業会計

（単位 千円・％）

項目	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 9,426,353	▲ 8,377,651	△ 1,048,702
① 流動負債の額	2,775,802	2,758,759	17,043
② 控除企業債等	1,752,751	1,740,156	12,595
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ 控除引当金等	67,526	64,612	2,914
⑥ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤-⑥）	955,525	953,991	1,534
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	10,374,361	9,321,737	1,052,624
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額（※2）	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	7,517	9,905	△ 2,388
C 小計（⑦-⑧-⑨+⑩）	10,381,878	9,331,642	1,050,236
事業の規模（D-E）	5,913,646	5,934,022	△ 20,376
D 営業収益の額	5,913,646	5,934,022	△ 20,376
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 159.40)	— (▲ 141.18)	△ 18.22ポイント

（2）下水道事業会計

（単位 千円・％）

項目	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 6,480,919	▲ 6,615,711	134,792
① 流動負債の額	7,664,167	7,999,577	△ 335,410
② 控除企業債等	6,634,273	6,503,331	130,942
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ 控除引当金等	42,284	42,117	167
⑥ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤-⑥）	987,610	1,454,129	△ 466,519
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	7,413,296	8,012,767	△ 599,471
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額（※2）	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	55,233	57,073	△ 1,840
C 小計（⑦-⑧-⑨+⑩）	7,468,529	8,069,840	△ 601,311
事業の規模（D-E）	7,619,537	7,549,151	70,386
D 営業収益の額	7,619,537	7,549,151	70,386
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 85.06)	— (▲ 87.64)	2.58ポイント

(3) 病院事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 5,082,574	▲ 5,089,436	6,862
① 流動負債の額	1,736,531	850,476	886,055
② 控除企業債等	703,248	724,832	△ 21,584
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ 控除引当金等	0	3,700	△ 3,700
⑥ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤-⑥)	1,033,283	121,944	911,339
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	6,084,296	5,182,311	901,985
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額(※2)	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	31,561	29,069	2,492
C 小計 (⑦-⑧-⑨+⑩)	6,115,857	5,211,380	904,477
事業の規模 (D-E)	12,497,004	12,373,515	123,489
D 営業収益の額	12,497,004	12,373,515	123,489
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲ 40.67)	— (▲ 41.13)	0.46 ^ホ イト

(4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 9,020	▲ 11,149	2,129
① 流動負債の額	95,095	83,489	11,606
② 控除企業債等	93,642	83,330	10,312
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ 控除引当金等	0	0	0
⑥ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤-⑥)	1,453	159	1,294
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	10,473	11,308	△ 835
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額(※2)	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	0	0	0
C 小計 (⑦-⑧-⑨+⑩)	10,473	11,308	△ 835
事業の規模 (D-E)	244,633	249,505	△ 4,872
D 営業収益の額 (指定管理者の利用 料金収入の額を含む)	244,633	249,505	△ 4,872
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲ 3.69)	— (▲ 4.47)	0.78 ^ホ イト

(5) 産業団地事業会計

(宅地造成)

(単位 千円・%)

年度	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
項目			
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 1,471,684	▲ 1,083,292	△ 388,392
① 流動負債の額	2,471,956	2,673,232	△ 201,276
② 控除企業債等	2,130,000	2,300,000	△ 170,000
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ 控除引当金等	642	580	62
⑥ PFI建設事業費等	0	0	0
⑦ 土地前受金	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤-⑥-⑦)	341,314	372,652	△ 31,338
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑧ 流動資産の額	2,388,899	2,008,299	380,600
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 控除額(※2)	0	0	0
⑪ 貸倒引当金	0	0	0
⑫ 土地評価差額	575,901	552,355	23,546
C 小計 (⑧-⑨-⑩+⑪-⑫)	1,812,998	1,455,944	357,054
事業の規模 (D+E)	5,030,862	4,822,955	207,907
⑬ 資本の額	2,559,548	2,149,723	409,825
⑭ 貸倒引当金	0	0	0
D 小計 (⑬+⑭)	2,559,548	2,149,723	409,825
⑮ 負債の額	2,471,956	2,673,232	△ 201,276
⑯ 控除引当金等	642	0	642
⑰ PFI建設事業費等のうち 流動負債に係るリース債務	0	0	0
E 小計 (⑮-⑯+⑰)	2,471,314	2,673,232	△ 201,918
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲ 29.25)	— (▲ 22.46)	△ 6.79ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

(※3) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

資金不足額の状況（法非適用企業）

（1）飯綱高原スキー場事業会計

（単位 千円・％）

年度	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
項目			
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 201	▲ 202	1
A 歳出額	106,672	97,253	9,419
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	106,873	97,455	9,418
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計（①-②）	106,873	97,455	9,418
事業の規模（D-E）	21,489	67,523	△ 46,034
D 営業収益に相当する収入の額	21,489	67,523	△ 46,034
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.94)	— (▲ 0.30)	△ 0.64 ^ホ イト

（2）鬼無里大岡観光施設事業会計

（単位 千円・％）

年度	平成27年度	平成26年度	対前年度増減
項目			
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 63	▲ 88	25
A 歳出額	76,608	64,368	12,240
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	76,671	68,456	8,215
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	4,000	△ 4,000
C 小計（①-②）	76,671	64,456	12,215
事業の規模（D-E）	102,641	91,684	10,957
D 営業収益に相当する収入の額	102,641	91,684	10,957
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.06)	— (▲ 0.10)	0.04 ^ホ イト

（※1）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※2）参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

【参考資料】

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

- 準元利償還金 : イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

- 将来負担額 : イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

○ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため
に起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(6) 標準財政規模

○ 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等＋ 普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額

（総務省 地方公共団体の財政の健全化関係資料から抜粋）